

# 時間外手当、未払い賃金、他人事だと思っ ていませんか？給料支払額は今のままで時間外手当を 支払う方法があります。

まずは、未払いの時間外手当の金額を計算してみましょう。

例えば、トラックが20台以下で主に中距離の輸送をしている運送事業者でドライバーの給与総額が30万円の場合、監督署の監査により過去3ヶ月にさかのぼって支払い命令を受けると3か月分の総額でおおよそ650万円支払うことになります。

なお、従業員に告訴された場合ですと時効が2年のため2年前までさかのぼり、1名あたり約260万円+付加金260万円なんと1名で約520万円支払うことになります。

中小の会社の場合経営危機に追い込まれる可能性もあります。



こんにちは、有限会社美栗陸送の代表栗本佳孝です。

「うちは従業員ともうまくいっているし、給料のことはお互い理解できている」もしかしたらあなたは、そう思っているかもしれません。でも、2、3年前より仕事量が減り、給料が下がっていることに不満を感じている従業員はいませんか？

最近ではテレビの法律番組の影響もあり、内部告発の件数も増加しています。又、払いきりた借金を取り返す訴訟の次に、弁護士や司法書士がターゲットとする訴訟が、この未払い賃金問題だとも言われています。

実際の未払い賃金問題が新聞でもとりあげられています。(下がその記事になります)

■未払い残業代問題 法律問題になると経営側は負け...

<http://www.weekly-net.co.jp/jump/s731/a05itzu08i5a40pbyg>

こんな不景気に、今以上の給料は払えない、運送業界では給料は歩合で払うのが常識だと、お考えの経営者の方によりお知らせです。

今、支払っている給料の額を増加させずに時間外手当を合法的に支払う方法があります。同じ業界の経営者として、せっかく今までがんばってきたあなたに、未払い賃金問題で会

社を失うような事に、なってほしくないと思い、今回お伝えすることにしました。

## 私の会社で起こった事件をおはなしします

昨年（平成22年）の4月9日午後2時頃会社の事務所に自転車に乗って30代前半と思われる女性がやってきました。

「こんにちは、労働基準監督官の〇〇と申します本日代表者の方はおみえでしょうか」と言って名刺を差し出されました。

女性「就業規則、運転日報、賃金台帳を見せて下さい。」

私「前もってお見えになることを連絡いただければ準備しましたが急に言われても」

女性「この監査は事前にお知らせする事はできないのです。無理なら後日、出頭していただくこととなりますがよろしいですか」

以前、運行管理者の講習で『労働基準監督官は司法警察官の権限を有する』ので決して逆らってはいけないと教わった事を思い出し、私は素直に指示に従いました。

## 監査の結果・・・

私の会社では、給料体系が基本給プラス歩合給で、時間外手当は、走った分だけもらえるのだから当然に歩合給に含んでいると、従業員には周知してあります。長距離を走らせているわけではありませんが、1週間の労働時間は法定の40時間以内では収まらず時間外労働も1か月平均で40～50時間がありました。

しかし、監督官によると就業規則で給料が歩合での支払い、歩合の中に時間外手当が含まれていても時間外労働時間とその割増賃金が明確になっていないものは**時間外手当を支払っていないもの**とみなす。又、過去の判例から**訴訟**になれば確実に**負ける**そうです。

## 労働基準法違反による是正勧告

結局、私の会社は労働基準法違反による是正勧告と、指導をうける事になりました。

様式第2の1の2

### 是正勧告書

平成22年4月9日

有限会社 美栗陸送  
代表取締役 栗本 佳孝 殿

岐阜労働基準監督署

労働基準監督官 〇〇〇〇

貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法違反及び自動車運転免許の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期限までに是正の上、理應なく報告するよう勧告します。  
なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く）については、所定期限までに是正しない場合は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。  
また、「法条項等」欄に「印」を付した事項については、同種違反の繰り返しを防止するための最終責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。

法条項等	違反事項	是正項目
労基法第15条	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間、その他の労働条件を文書で明示していないこと。	・
労基法第32条	時間外・休日労働に関する協定を締結することなく、時間外労働を行わせていること。	・
労基法第89条	就業規則を岐阜労働基準監督署に届け出していないこと。	・
労基法第108条	資金台帳に労働時間数、時間外労働時間数を記載していないこと。	・

受領年月日 平成22年4月9日  
受領者職氏名 〇〇〇〇

(実際の是正勧告書)

(注意) 一、二、この労働安全衛生法違反等に関する罰則は各違反行為ごとに定められており、違反行為が重なる場合は併合して労働災害を発生させる場合があります。是正期前であっても労働者災害

様式第8の2

### 指 導 票

平成22年4月9日

有限会社美栗陸送  
代表取締役 栗本 佳孝 殿

岐阜労働基準監督署

労働基準監督官 〇〇〇〇

あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いいたします。  
なお、改善の状況については 5月10日までに報告してください。

指導事項

- 運送業務に従事する場合には日報により労働時間の記録が残っていますが、トラックの回送業務に従事した場合には労働時間の記録が残っていません。別添「労働時間の適確な把握のために使用者が課すべき措置に関する基準」に基づき、始業・就業時刻の記録を残すようにしてください。(労働時間の記録については以後3か月間(1日～末日までの分を翌月10日までに)報告してください。)
- 一部労働者について、歩合給である乗務手当に割増賃金を含めて支払っているとのことですが、就業規則上割増賃金は別途支払うとの記載がなく、支態に即していません。就業規則を改正し、岐阜労働基準監督署に届け出るようにしてください。また、改正の際は乗務手当の計算方法を明確に記載するようにしてください。

受領年月日 平成22年4月9日  
受領者職氏名 代表取締役 栗本佳孝

(1枚のうち/枚目)

(県監督署からの指導票)

こういった問題は通常、社労士に依頼して改善するものなのかもしれませんが、社労士に依頼した場合費用が23万円ほどかかると言われ、監督官に、相談すると「経営者自身が改善させるのが基本ですし、もし解らなければ教えてる」とのことだったので、自分でこの問題に取り組むことにしました。

今までの給料の支払額で、『なんとか法律にあった時間外手当を支払いたい』という強い思いがありましたが、時間外手当を払うとなると、同じ内容の仕事をして、要領の良い者と、動きが悪く時間が余分にかかる者とは、効率よく仕事ができる、優秀な従業員ほどもらえる給料が少なくなってしまうという、問題点がありその点を解決しないと、当然に従業員からの不満が出ます。

## 合法的で、給料の支払額はそのまま、 なおかつ、従業員から不満の出ない方法とは？

給料体系を時給制に変更する等、色々な案を考えても実際に計算すると、上手くいきませんでした。ついに解決策を見つけました。

その方法とは今まで支払っていた(歩合給)を、(乗務料プラス時間外手当)に変更して、効率が悪く時間外手当が多くなる従業員は乗務料を少なくし、効率の良い従業員は時間外

手当が少ないが乗務料は多くなるようにすると、以前の（歩合給）が（乗務料プラス時間外手当）なので支払い総額は変わらないのに合法的に時間外手当を支払う方法になります。

それを、労働基準監督署に持参し、見てもらった結果**合法的**であるとの判断で、まさに「お上のお墨付き」の方法となったのです。

その経験が取材され物流ウィークリーにも掲載されました。



←こちらが掲載記事です

この記事が掲載されて、全国の運送事業者の方からお問い合わせの電話をいただきこの未払い賃金問題の大きさを感じました。

中には、内部告発で3か月分の時間外手当の未払い分、**900万円**余りを支払い、今後の対策のためその方法を教えてほしいとの、問い合わせもありました。

そこで今回**100万円**近い値段を出してまで時間外手当の計算ソフトを買うのには抵抗を感じるという事業主様向けに私が作成し監督署のOKをいただいた計算ツール（歩合給から時間外手当への変換ツール）を販売させていただくことにしました。

## うちには必要ない！

ここまで読んでいただいて「そんな、監査なんてこないよ」と思いませんか？  
そうです、実際私も監査前2年以内に会社に恨みをもって辞めた従業員はおりませんし、景気はわるくなったけど残業手当などの話をしたこともありませんので、なぜ？私の会社に監査がきたのか見当もつきませんでした。

監査の際、監督官に聞いてみました。

私「なぜ私の会社に監査にきたのですか？」

監督官「たまたまです」

私「え？そんな理由ですか？」

監督官「運送事業者の方は、労働基準法に違反されている事業者の方が多いのが実情です。ですからインターネットで事業者を検索して御社のホームページがありましたので色々こちらで過去の労災事故等もしらべさせていただいて本日、うかがわせていただきました」

つまり、労働基準監督署では、運送事業者では労働者の拘束時間が長くほとんどの事業者で違反があるものだと思っています。

だから、あなたのところに今日、監督官が来ても決して不思議は、ないのです。

## 使い方は、いたってシンプル

この、(歩合給から時間外手当への変換ツール) は、今までの給料計算でた歩合給、支給額を入力して時間外労働時間、深夜労働時間、会社所定の労働時間を入力すれば後は自動計算で時間外手当を算出するツールです。

	社員A計算式	社員B計算式	社員C計算式	社員D計算式	社員E計算式	社員D計算式
能率	61.50%	86.26%	75.26%	76.30%	89.24%	100.00%
時間外手当	93,469	27,509	48,009	41,116	17,536	0
深夜時間手当	0	177	4,539	0	0	0
① 基本給	79,000	69,000	79,000	84,000	83,000	72,000
乗務料	149,333	173,785	159,821	132,334	145,464	153,600
総額	330,802	270,471	291,368	266,450	249,000	231,600
② 残業時間	56	15.5	27.5	26	10.5	0
③ 深夜時間	0	0.5	13	0	0	0
④ 歩合給	242802	201471	212368	173450	163000	153600
⑤ 総額-手当	321802	270471	291368	257450	246000	225600
⑥ 所定時間	171	171	171	171	171	171
	の部分に今までの計算した通りの給与額及び残業時間等を入力					
	の部分は自動計算されます。					
	① 歩合給でない基本給の部分					
	② 週40時間を超える1か月トータル労働時間					
	③ 午後10時から午前5時までの労働時間					
	④ 今までの給料計算で支払っていた歩合の部分					
	⑤ 割増賃金の計算には次の賃金額は算入しません					
	1.家族手当 2.通勤手当(※1) 3.別居手当 4.子女教育手当 5.住宅手当					
	6.臨時に支払われた賃金 7.1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金					
	(※1)実際の通勤距離に応じて算定される通勤手当は、割増賃金の基礎となる賃金から除外される。一方、一定額まで通勤距離にかかわらず一律に支給されるものは通勤手当に該当せず、割増賃金の基礎となる賃金に算入される。					
	給与総額より上記の手当を引いた金額を入力してください					
	⑥ 会社所定の1ヶ月の労働時間(就業規則、社内カレンダーによる)					

(これが歩合給から時間外手当への変換ツールの見本です。)

市販の時間外手当計算ツールは100万円ほどします。しかも、市販のツールの場合は、月給制給与の支払を対象としているため、歩合制給与の時間外手当の計算には対応できないものがほとんどです。そのため、給与の支払額がそのまま、時間外手当を支払う事ができません。

しかし、この(歩合給から時間外手当への変換ツール)は、給与の支払額がそのままです。しかも価格は、75,000円です。

この価格、監査後に社労士に依頼して、改善した場合のおよそ3分の1の価格です。

## 特典

今回このツールをご購入いただいた方には、監督署の監査で、改善命令があった場合無料

で改善の相談に応じさせていただきます。

## 残念なお知らせです

ひとつだけ残念なお知らせがあります。私の本業の都合でご相談に乗れずに、ご迷惑をおかけするといけませんので、**先着10名様限定**とさせていただきます。10名様のみが、本来、社労士へ支払うべき相談料**約10万円が無料**になります。

## 月々10万円以上お得です

市販の時間外手当計算ツールを使用し、給与計算をすると、例えば中距離くらいを走らせている運送事業者が、1名当月々の時間外手当で、**約10万円を余分に支払う必要**があります。ところが、(歩合給から時間外手当への変換ツール)を使用すれば、**1名当月々約10万円**を余分に支払わなくて済みます。そして、労働基準監督署の監査や内部告発の不安も解消できます。これだけでも**驚くほど安い価格**だと感じていただけたと思います。

## 同業者だからこそ

トラックが20台以下で、ドライバーの給料が総額30万円、中距離を走らせている場合、監督署の監査により過去3ヶ月にさかのぼって支払い命令を受けると**3か月分**の総額でおよそ**650万円**支払うことになります。長距離を走っていたり、トラックの台数が多いと莫大な金額になります。

なお、従業員に告訴された場合ですと時効が2年のため2年前までさかのぼり、1名あたり**約260万円+付加金260万円**なんと**1名**で**約520万円**支払うことになります

市販のソフトを**100万円**で買ったとしても、未払い金の支払いよりは、かなり安いです。

**同業者**の私が実際に成功した方法を、あなた伝えることによってあなたの会社の未払い賃金問題が解決できるなら私もうれしいですし、この運送業は、長引く不況や震災の影響などで、先行きの不安があるのが現状です。あまりあなたにご負担にならないよう

あと**38本**  
今回は**限定50本**を

**同業者特別価格¥59,800円(税込み)**で販売します。

お申し込みは簡単です。

↓下のアドレスをクリック↓

[http://www.dlmarket.jp/product\\_info.php/products\\_id/136686](http://www.dlmarket.jp/product_info.php/products_id/136686)

## 転ばぬ先のツエ

交通事故も自分は大丈夫だと思っています。  
でも、事故もいつ起こるのかわからないから保険に入っています。

しかし、保険はいつ起こるかわからないけど毎年お金を払い続けています、ところがこのツールは1度購入したら、翌年またお金が必要になることもありません。

労働基準監督署の監査や内部告発があれば当然に、改善しなければなりません。

運送事業者として最も、気をつけなければいけないのが、この監査で重大違反があると、監督署から陸運局に通報されて、行政処分（休車、事業停止、許可の取り消しなど）の対象となり事業継続ができなくなることもおこります。

監査後にツールを導入いただいてもかまいませんが、何百万も支払った後にツールを導入するより、監査前に導入された方がお得なことはわかっていただけたと思います。

## アフターサービス付き価格です

今回、ご提案させていただいたツールは、現在の労働基準法の基準で時間外手当が計算できるように作成してありますが、今後、法改正等で計算方法が変わった場合は無料で新しいツールをご提供させていただきます。

ですから、ご面倒でも申し込み時に、必ずお名前とメールアドレスの入力をお忘れになりませんようお気をつけ下さい。

メール相談特典と法改正時の変更ツールお届けが付いて  
今回、全国約63000社の運送事業者うち50社のみ

同業者特別価格¥59,800円（税込み）で販売します。

監査や告発で、多額の未払い賃金を払う事になる前に  
今すぐ↓下のアドレスをクリック↓してお申し込み下さい。

[http://www.dlmarket.jp/product\\_info.php/products\\_id/136686](http://www.dlmarket.jp/product_info.php/products_id/136686)

〒500-8238 岐阜県岐阜市細畑1-8-7  
電話 058-213-6445 FAX 058-213-6446

メールアドレス [info@mikuri-r.com](mailto:info@mikuri-r.com)

ホームページ <http://www.mikuri-r.com>

有限会社美栗陸送

代表取締役 栗本 佳孝

追伸：私のところに来たのだから、あなたのところにもいつかは監督官が来ます。あなたの財産をハイエナに横取りされませぬように願っております。